

快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会報告書

I はじめに

我が国の畜産は、安全で良質な畜産物を安定的に提供するとともに、幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支え、地域社会の活力を維持する等、極めて重要な役割を果たしてきている。一方、近年、経済の国際化の進展を背景に我が国の畜産を取り巻く情勢は大きく変化しており、今後の我が国畜産の安定的発展を図るためには、国際的情勢の変化に適切に対応することが重要となっている。

欧州においては、1960年代、密飼い等の近代的な畜産のあり方についてはその問題点が提起され、英国で提唱された「5つの自由」を中心にアニマルウェルフェア（Animal Welfare）の概念が普及し、現在ではEU指令として、アニマルウェルフェアに基づく飼養管理の方法等が規定されている。また、国際獣疫事務局（OIE）においても、アニマルウェルフェアに関する基準（ガイドライン）の検討が始まり、2005年には輸送やと畜に関するガイドラインが策定され、現在、畜舎や飼養管理に関するガイドラインの検討が進められている。

一方、我が国においては、主にペットへの虐待に対する批判等を背景に、1973年動物の保護と管理のための法律が制定され、その後、1999年動物の虐待防止等を明確化した動物愛護管理法へと改正された。この法律に基づき、家庭動物、展示動物、実験動物とともに産業動物についても飼養及び保管に関する基準が策定されてきた。今後の基準の見直しを検討される際には、近年の国際的なアニマルウェルフェアに関する動向も踏まえながら、適切に対応する必要がある。

しかしながら、アニマルウェルフェアの概念は、個人の価値観や情感等とも密接に関係することから、一概に整理し、対応することは困難である。後に述べるように、EU内部、OIE内部でもさまざまな意見があり完全に整理された状況にはない。

このため、アニマルウェルフェアに関する情報収集・分析、研究、普及啓発等を行い、我が国畜産の生産性、競争力を踏まえながら、無用な混乱を起こすことのないよう適切に対応していくことが重要である。

以上の背景を踏まえ、昨年8月、学識経験者、生産者、ジャーナリスト等から構成される「快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会」（以下「勉強会」という。）を開催し、我が国におけるアニマルウェルフェアのあり方を整理するため、3回にわたる勉強会を通じて、可能な限りの情報収集・分析、検討を行った。ここにその内容を報告する。

なお、「Animal Welfare」は、「動物福祉」や「家畜福祉」と和訳されている場合があるが、「福祉」が、社会保障を指す言葉としても使用されていることから、本来の「幸福」や「良く生きること」という概念が欠落し、誤解を生ずるおそれがある。このため、本勉強会では、学会等でカタカナ表記しているのに準じて「アニマルウェルフェア」と表記し、その意味を「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義して議論を行った。

また、「Animal Welfare」は、家畜のみでなく動物全般に対して使われる言葉であるが、本勉強会では特に理由のない限り、その対象を家畜に限定して議論を行った。

II アニマルウェルフェアをめぐる情勢

1 国際獣疫事務局(OIE)

OIEは、畜産に重大な損害を与える深刻な疾病のまん延を防ぐため、1924年に国際機関としてフランス・パリに設立され、2006年3月時点で、167か国が加盟している。

アニマルウェルフェアに関しては、2002年のOIE総会において、OIEのアニマルウェルフェアに関する専門家会合（アドホック・グループ）より、「アニマルウェルフェアは、動物の健康と密接な関係にあり、その検討の場としてOIEが最適である」との提案があり、その基準の検討を行うことが決議された。

2005年の総会で採択された陸生動物衛生規約（Terrestrial Animal Health Code）には、「アニマルウェルフェアのための指導原則として、国際的に認識されている「5つの自由」が、アニマルウェルフェアに関する有益なガイダンスを提供する」と明記されており、「5つの自由」がアニマルウェルフェアに関する基本原則として位置付けられている。

また、同総会において、家畜の輸送（陸上輸送、海上輸送及び航空輸送）やと畜・殺処分に関するガイドラインが採択されている。現在新たに、畜舎及び飼養管理に関するガイドラインを策定するため、「生産システムに関するレポート」がOIEコード委員会に提出される等作業が進められている。今後、コード委員会でガイドラインが検討・作成され、加盟国からのコメントを受けた後、総会で審議が行われる予定であるが、様々な意見があり、策定には時間を要するものと考えられる。

なお、1995年の世界貿易機構（WTO）の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」が発効したことにより、OIEが、WTO・SPS協定に基づき、動物の健康と人畜共通伝染病に関する国際基準を作成する国際機関として位置付けられている。OIE事務局からは、アニマルウェルフェアに関するこれらのガイドラインについては、SPS協定上の国際基準ではないとの説明がなされているが、将来的に拘束力を持たせようとする動きが出てくる可能性もある。

2 欧州連合(EU)

欧州では、冷涼な気候を特徴とする豊かな自然環境のもと、独自の農業形態が発展し、古来より、畜産は重要な産業と位置づけられてきた。第2次世界大戦後には、増大する食肉需要を賄うため、膨大な頭羽数の家畜を飼育する「集約的畜産」へと生産構造が変化していった。

しかしながら、1964年、「アニマルマシーン」（ルース・ハリソン著）が出版されたことを機に、この著書に示された密飼い等の家畜飼育方法の虐待性や薬剤投与による畜産物汚染への批判が高まり、社会問題へと発展した。英国ではこれに対応するため、「集約畜産下での家畜のウェルフェアに関する専門委員会」を設置し、家畜飼育

方法の基準等が示される（通称ブランベルレポート）とともに、英国アニマルウェルフェア協議会（FAWC）によってアニマルウェルフェアの基本原則となる「5つの自由」が提唱された。その後、欧州内に飼育方式の基準化の動きが広がり、EUは、家畜の取扱い等に関してEU指令として最低限の基準を示している。加盟国はこれを受けて法整備を含めた基準の運用を行っているが、国ごとの対応には相当の幅が見られる。

また、アニマルウェルフェアの導入による家畜生産方式の変更や単位面積当たりの飼養頭羽数の制限等により、生産コストが増加し、輸入畜産物と比較して域内の畜産物の価格が上昇すること等国際競争力の低下が危惧されている。このため、EUは、2000年に非貿易的関心事項として“緑の政策”へアニマルウェルフェアを盛り込むハービンソン案をWTO農業委員会へ提案したが、新たな貿易障壁になるとして取り上げられなかった。その後、EUでは、「WQ（Welfare Quality・品質保証）開発プロジェクト」や「アニマルウェルフェア5か年行動計画」を公表し、具体的な取組を活性化させている。さらにアニマルウェルフェアを一層徹底するため、新共通農業政策（CAP）における直接支払いを受けるための遵守事項に、アニマルウェルフェアに関する基準を追加している。

以上のとおり、EUは、いち早く家畜におけるアニマルウェルフェアに取り組み、現在の国際的な基本原則である「5つの自由」を提唱するなど先進的な立場にある。その内容も法規制により、採卵鶏のケージ飼育の禁止、分娩時を除く妊娠豚の群飼育の義務化、子牛の繋ぎ飼いの禁止等、畜産業にとって既存の飼養管理の変更を余儀なくされる厳しいものとなっている。

3 米国

米国では、連邦レベルにおいて、輸送に関する「28時間法」（1906年）や「人道的なと畜に関する法律」（1958年）を制定しているが、新たにアニマルウェルフェアに関する法案を制定する動きは見られていない。州レベルにおいては、フロリダ州やアリゾナ州において、近年、家畜に対する人道的な取扱いの必要性から、妊娠豚や食用子牛の繋留飼育に対して罰則を伴う州刑法改正等の取組が見られる。

一方、米国におけるアニマルウェルフェアへの取組みは、関連業界による自主的な取組みという形で進展しており、生産者団体等が中心となり、米国の生産環境等を踏まえた上で、科学的根拠に基づいたガイドラインを制定し、それらに沿った畜産物であることを流通、消費サイドに示すといった取組みが進められている。関連業界がとりまとめているガイドラインは、EUとは異なり、採卵鶏のケージ飼育、妊娠豚のストール飼育を認めた上で、適正な面積や管理を実践するものである。

また、食品関係企業が動物愛護団体から要請を受けたことを契機に、生産から畜産物の加工に至るまでアニマルウェルフェアに配慮したガイドラインを示し、それを遵守している畜産物を扱うことで企業イメージを向上させる「企業戦略」の一環として

取組まれているものもある。最近では、全米最大の養豚企業が妊娠豚のストール飼育を今後 10 年間で段階的に撤廃することを公表するなどの動きもある。

以上のとおり、米国では、アニマルウェルフェアへの取組み方や方向性が欧州と大きく異なっており、法規制よりも関連業界による自主的な取組みが進展している。関連業界の取組みは、自主的なガイドラインを制定し、自ら律することにより、流通、消費サイドの理解を得ることでアニマルウェルフェアを定着させようとするものである。

しかし、企業戦略としての取組みの中には、本来のアニマルウェルフェアではなく、自己の企業を有利に導くための差別化にすぎない場合もあり、留意が必要である。

4 日本

我が国の農業は、欧米と異なる自然環境の中で独自の農業形態が発達し、豊かな食文化や良好な景観等を形成してきた。豊かな自然環境を持つ一方で国土が狭く、土地の制約を受ける等我が国特有の気候・風土に適した家畜生産が求められ、家畜を飼養する目的は、運搬・耕転用等の使役が主であった。

そのような中で、古来仏教の影響を受け、生類を憐れむ情の下、動物への愛護の考え方も育まれてきたが、明治時代以降欧米の食文化の流入により我が国畜産は変化し、特に戦後の著しい生産性向上を目指した大規模化、集約畜産へと生産構造が変化した。

我が国における法規制については、主にペットへの虐待に対する批判等を背景に、1973 年、動物の保護と管理のための法制度として動物保護管理法が制定された。その後、1999 年には動物の虐待の防止や適正な取扱い等を明確化する意味から動物愛護管理法へと改正された。

家畜の飼養及び保管は、法律に基づき、1987 年に策定された「産業動物の飼養及び保管に関する基準」等で規定されてきたものの、近年欧米で取り組まれているアニマルウェルフェアの具体的な数値基準は盛り込まれていない。今後、基準の見直しを検討される際には、近年の国際的動向も踏まえて適切に対応する必要がある。

Ⅲ 今後の我が国におけるアニマルウェルフェアへの取組方向

我が国の畜産におけるアニマルウェルフェアの取組みを、国民に理解され、国際的にも通用するものとするためには、国際的に共通する考え方に基づく取組みに加えて、我が国特有の事情に配慮しながら進める必要がある。さらに、生産者のみならず消費者に対してもアニマルウェルフェアに対する適切な理解、認識の醸成を積極的に進めていく必要がある。

1 基本的考え方

(1) アニマルウェルフェアについては、国際的な枠組みとしてO I Eが畜舎や飼養管理に関するガイドラインの策定を検討していることから、我が国としても速やかに対応方向を検討する必要がある。

また、欧米等における取組みは、倫理のみならず科学や経済など多面的な観点から議論されてきたものであり、風土や気候、食文化等が異なる欧米等の取組みをそのまま取り入れるのではなく、我が国独自のアニマルウェルフェアを構築していく必要がある。

(2) アニマルウェルフェアへの取組みは、必ずしも生産方式の変更や畜舎の改造等により行うべきものではなく、日常の飼養管理の改善等による快適性の確保を行っていくことが大切である。また、大幅なコストの上昇を伴う取組みは、普及に支障が生ずることも考慮すべきである。

(3) 畜産は、牛、豚、鶏等を飼養し、その生産物である乳、肉、卵、毛皮等を安定的かつ安全に供給する産業であり、例えば、食に供するためにある時点だと畜されたり、疾病等により安楽死を選択せざるを得ない場合もあることから、家畜と家庭動物等を区別して考えることが必要である。また、家畜の命を扱っていることから、生命倫理や食育など命に関する教育に果たす役割も大きく、アニマルウェルフェアの推進に当たっては、この点にもつながるよう考慮すべきである。

(4) アニマルウェルフェアは、「食料・農業・農村基本計画」等農業施策と調和を図りつつ、推進していくことが必要である。

2 今後の取組み

(1) アニマルウェルフェアは、国際的な取組みを十分踏まえて行う必要があるが、我が国畜産の実態を踏まえ、家畜の快適性を追求しながら、生産性の向上が図られるように、推進することが必要である。

このため、諸外国の科学的知見をも参考にしながら畜種ごとに具体的に検討を行い、消費者も含めた関係者の間で十分理解されたアニマルウェルフェアに基づく飼養管理ガイドラインを策定することが重要である。

(2) 我が国では、これまでアニマルウェルフェアが大きな問題として議論されることが少なかったため、アニマルウェルフェアに対する生産者、消費者等の意識は必ずしも高くない。

このため、生産者自身がアニマルウェルフェアを十分理解するとともに、消費者に対しては、畜産の実態を含めて正しい情報提供に努め、理解の醸成を図ることが重要である。

(3) 我が国におけるアニマルウェルフェアに関する研究は、欧米等と比較して遅れている。

このため、自然科学と社会人文科学の両面からの研究体制を構築し、研究を推進することにより、科学的知見に基づいた取組みを進めていく必要がある。

(4) 現在、OIEにおいてガイドラインの策定作業が進められており、また、国内では、動物愛護管理法に基づく「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の見直しが予想されている。

このため、我が国の実情等に応じた畜種別の飼養管理のガイドラインを早急に策定し、今後の「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の見直しの際に反映させていく必要がある。

3 その他留意すべき点

(1) 有機畜産との区別

有機畜産物は、動物の生理学的及び行動学的要求に配慮して飼養した家畜又は家禽から生産するものであり、アニマルウェルフェアと同様な考え方に基づく点もあるが、畜舎、飼料の給与、動物用医薬品の使用制限等の基準を一般の基準より高く設定するなど、一般の畜産物と区別することを目的としている。一方、アニマルウェルフェアは、一義的には他と区別することなく、すべての家畜において、快適性に配慮した飼養管理等を推進するものであり、有機畜産とは区別して考える必要がある。

(2) 表示や規格

アニマルウェルフェアに対応した畜産物に表示や規格を設け、消費者の選択肢を広げることは意義があるが、アニマルウェルフェアは本来すべての家畜に対して配慮するものであり、また、アニマルウェルフェアの検討が緒に就いたばかりの現時点では、混乱が生じないようにそのあり方を十分に検討した上で取り組むことが重要である。

IV おわりに

国際的にアニマルウェルフェアへの取組みが進展してきたことから、今回勉強会を開き、我が国では初めて畜産全体におけるアニマルウェルフェアの議論を行うことができた。

各方面のご専門の方々にもご出席いただき、活発に議論していただいたが、限られた時間の中、必ずしも十分な議論をしていただくことができなかった。

しかしながら、産業動物のアニマルウェルフェアに関する議論がこれで終わったわけではなく、今回の勉強会での議論を踏まえて、今後我が国においてアニマルウェルフェアにどのように取り組んでいくか、引き続き多くの方の参加をいただいて議論を継続し、深めていくことが必要である。

最後に勉強会の取りまとめに当たり、ご指導やご協力をいただいた方々に厚くお礼申し上げます。

V 付録

1 勉強会の委員名簿(敬称略、50音順)

亀田 康好	酪農経営者
佐藤 衆介	東北大学大学院農学研究科教授
高橋 博人	(独)家畜改良センター技術部長
竹延 哲治	養豚経営者
都丸 高志	養鶏経営者
信國 卓史	地方競馬全国協会理事
松木 洋一	日本獣医生命科学大学教授／農業と動物福祉の研究会
増田 淳子	ジャーナリスト
森 裕司	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
萬家 照博	日本イライリー株式会社エランコアニマルヘルス事業部事業推進部長

2 勉強会の開催日程

第一回 2006年 8月10日(木)

第二回 2006年 12月20日(水)

第三回 2007年 3月22日(木)

※本勉強会で使用した資料は、(社)畜産技術協会ホームページ(<http://jlta.lin.go.jp>)に掲載しております。

3 用語等の解説

(1) 5つの自由

- ① 飢餓、渇き及び栄養不良からの自由
- ② 恐怖及び苦悩からの自由
- ③ 物理的及び熱からの不快感からの自由
- ④ 痛み、負傷及び疾病からの自由
- ⑤ 通常の行動を表現する自由

(2) 動物愛護管理法の適用対象動物

家庭動物：愛玩動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼われている犬や猫などの動物

展示動物：動物園等で飼育されている動物、触れ合い動物、販売されている動物等、不特定の者に見せること又は触れ合いの機会の提供に供するための動物

実験動物：モルモットやマウスなどの実験の利用に供するための動物

産業動物：鶏、豚、牛などの産業等の利用に供するための動物

(3) 欧州連合（EU）における主な取組方法等

① 主なEU指令

- a) 家畜の輸送中の管理に関するEU指令（2007年最終改訂）
- b) と畜段階に関するEU指令（1993年最終改訂）
- c) 農場段階の家畜などの飼養管理に関するEU指令
 - i) 家畜全般を対象とするEU指令（1998年最終改訂）
 - ii) 家畜別EU指令（採卵鶏 1999年、豚 2001年、子牛 1997年：各最終改訂）

② WQ（Welfare Quality・品質保証）開発プロジェクト

- a) 実施期間：2004年5月～2009年5月
- b) 参加国等

オーストリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、イギリス、オランダ、チリ、ウルグアイ、ブラジル、メキシコの17か国、40の研究所・大学から約150人が参加

- c) 対象家畜：肉用牛、乳用牛、水牛、豚、養鶏（ブロイラー、採卵鶏）

- d) 内容

消費者やマーケットの要望に応じたウェルフェア畜産物（WQ）ラベルを作成するため、消費者の食品に対する関心事項や必要とする情報及び市場の調査を実施。家畜の飼養面積等の飼養管理の手段よりむしろ、家畜の反応や状態基準を重要視したアニマルウェルフェア総合評価法に関する基準を策定し、健康性・栄養・快適性・行動の4つの測定項目から成る評価法の開発を行う。アニマルウェルフェア総合評価法のプロトタイプが2007年5月に公表予定である。

③アニマルウェルフェア 5 か年行動計画

a) 実施期間：2006 年～ 2010 年

b) 行動計画の内容

i) E U 指令の最低基準の引き上げ

ii) アニマルウェルフェア分野の研究及び実験動物の取扱いにおける「3 つの R」(refinement(苦痛の軽減)、replacement(代替法の活用)、reduction(使用数の削減))の促進

iii) アニマルウェルフェアの概念に基づき生産された畜産物の表示の規格化の導入

iv) 家畜飼養者や一般国民へのアニマルウェルフェアに関する情報の共有及び提供の促進

v) アニマルウェルフェア分野における国際的な主導的立場の保持

④新共通農業政策 (CAP) へのアニマルウェルフェアの導入

E Uでは、1990 年代初めから農業生産重視政策から自然環境保全を中心にした農村開発・農業環境政策に転換され、新共通農業対策 (CAP)においては、環境的な要求基準を実行する程度に応じて補助金を受け取るクロス・コンプライアンス (共通遵守事項) が重要な側面として位置付けられている。2007 年 1 月からクロス・コンプライアンスにアニマルウェルフェアが追加され、生産者が直接支払いを受給するためには、環境保全、公衆衛生、動植物衛生、アニマルウェルフェアの分野に関する基準を満たした農業生産活動を行うこととなった。

(4) 米国における主な生産者団体等によるガイドライン等

①養豚ケアハンドブック (全米豚肉委員会：2002 年)

②アニマルウェルフェアガイドライン (全米食鳥協会：2005 年)

③採卵鶏飼育ガイドライン (全米鶏卵生産者組合：2006 年)

4 参考文献

アニマルウェルフェア 動物の幸せについての科学と倫理

佐藤衆介 東京大学出版社

Animal Welfare と畜産

近藤誠司 畜産の研究 第54巻第1号(2000年) 養賢堂

EU およびイギリスの動物福祉に関する規制について(飼養管理を中心に)

ブリュッセル駐在員事務所 和田剛、山崎良人 畜産の情報海外編 2006年7月号
(独) 農畜産業振興機構

EUにおける直接支払い受給のための要件について

ブリュッセル駐在員事務所 和田剛、山崎良人 畜産の情報海外編 2007年1月号
(独) 農畜産業振興機構

採卵鶏飼育ガイドライン採卵鶏動物ケア飼育証明マーク 2004年版

United Egg Producers

海外の動物保護法⑤ 畜産動物の福祉に関する欧州協定と主なEU法

地球生物会議

改訂動物愛護管理法 Q&A

動物愛護論研究会編著 大成出版社

産業動物の飼養及び保管に関する基準の解説

産業動物飼養保管研究会編集(株)ぎょうせい

消費者はいかに家畜の福祉向上のための経費を負担しようとするか

渡邊昭三 JVM 獣医畜産新報 2006年 No.11 Vol.59 文永堂出版

畜産大辞典

養賢堂

Terrestrial Animal Health Code

O I E

動物福祉・愛護政策と家畜生産

佐藤衆介・田中智夫 畜産技術 2001年2月号(社)畜産技術協会

米国の畜産における動物福祉の動向について

ワシントン駐在員事務所 樋口英俊、渡辺裕一郎 畜産の情報海外編 2002年6月号
(独) 農畜産業振興機構

養豚ケアハンドブック (Swine Care handbook)

The National Pork Board